



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 松田産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 芳明
(コード：7456 東証第一部)
問合せ先 取締役 IR 部長 木下 敦視
(TEL. 03-5381-0728)

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 27 年 5 月 11 日に発表いたしました「定款一部変更の件」の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は網掛け表示をしております。

—記—

1. 訂正の内容

【別紙】定款変更の内容 第 22 条 (変更案)

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(削除)
(新設)	2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>増員により、または補欠として選任された監査等委員の任期は、他の現任監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、他の現任監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

2. 訂正の理由

「定款一部変更の件」発表後、第 22 条の変更案において、記載内容に誤りがあることが判明した為、訂正するものであります。

以 上